

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 市原市青柳北二丁目7番地15  
氏名 市原不燃物処理株式会社  
代表取締役 山本 純一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、  
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

市原市長 小出 讓治



- 許可番号 第 A - 3 号
- 許可年月日 令和 8年 4月 1日
- 許可期限 令和10年 3月31日
- 事業の範囲
  - 処理区分  
収集運搬業
  - 取扱廃棄物の種類  
一般廃棄物 (ごみ)
  - 事業の区域
    - ア 収集区域  
市原市行政区域
    - イ 搬入先  
市処理施設及び市長の指定する施設へ搬入
- 事業の用に供するすべての施設  
別紙1のとおり
- 許可条件
  - 当該車両には、別紙2のと通りの指定車両番号等を記入すること。
  - その他市長が必要と認める指示事項については、これを遵守すること。
- 許可の更新・変更等の状況  
昭和47年10月 1日 新規許可  
令和 8年 4月 1日 更新許可

別紙 1 (市原不燃物処理株式会社)

事業の用に供するすべての施設

車両登録番号	形状	積載量 (kg)	指定車両番号
袖ヶ浦 800 あ 2127	塵芥車	2,000	3
袖ヶ浦 100 あ 2272	キャブオーバ	4,150	62
袖ヶ浦 400 あ 609	アームロール	2,000	63
袖ヶ浦 800 あ 1947	塵芥車	2,000	68
袖ヶ浦 800 あ 1846	塵芥車	2,000	96
袖ヶ浦 800 あ 37	塵芥車	2,000	97



別紙 2

一般廃棄物処理業許可車両の表示方法

- 1 表示は、「一般廃棄物処理業 市原市指定No.〇〇」とする。
- 2 文字は、白地に黒で記入する。
- 3 字体はゴシック体で、文字の大きさは縦7cm・横6cmとする。
- 4 ドアの左右に表示すること。
- 5 車体の左右に社名を表示すること。
- 6 表示は、塗装又は耐久性及び強度が確保される粘着テープ（シール）仕様とする。



(例)

